

浜松市多文化共生センター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世界都市・浜松の実現を図るため設置する多文化共生及び国際交流・協力拠点について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 多文化共生及び国際交流・協力拠点は、浜松市多文化共生センター(以下「センター」といい、浜松市中区早馬町2番地の1 クリエイト浜松4階に置く。

(事業)

第3条 センターにおいては、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生に関すること。
- (2) 国際交流・協力活動に関すること。
- (3) 外国人市民に対する相談、講座の開設、情報の提供等に関すること。
- (4) 市民に対する国際理解促進に関すること。
- (5) 前4号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業。

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) 多文化共生コーディネーター
- (2) その他必要があると認める職員

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 施設、設備等を汚損・損傷した者又はそのおそれがある者

- (2)他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者
- (3)めいていしている者
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(センターの利用)

第8条 講座室等については、市が直接行う事務事業に利用する場合及び市が緊急の事務事業執行等のために利用する。ただし、多文化共生又は国際交流・協力に関する活動を行っている団体等(以下「多文化共生活動団体等」という。)が市と協働して多文化共生又は国際交流・協力に関する活動を行う場合に、市長の承認を得て利用することができる。

(利用の承認等)

第9条 講座室等を利用しようとする多文化共生活動団体等は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認を受けようとする多文化共生活動団体等は、利用申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の利用申出書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、講座室等の利用の承認をし、その旨を申出者に通知する。

(利用の承認の取消し等の申出)

第10条 講座室等の利用の承認を受けた多文化共生活動団体等(以下「利用団体等」という。)がその取消し又は変更をしようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。

(利用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用・行為等を行うおそれがあるときは、講座室等の利用を承認しない。

- (1) 第8条に規定する利用の要件に適合しない利用
- (2) 政治的又は宗教的活動としての利用
- (3) 営利を図る目的での利用
- (4) 大きな音等を出し、センターの業務や他の利用の妨げとなる利用
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為
- (6) 他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類の携帯
- (7) 施設、設備、展示品等の損傷
- (8) 前7号に定めるもののほか、管理上支障があると認める行為

(利用料)

第12条 講座室等の利用料は、無料とする。

(利用の方法)

第13条 利用団体等は、講座室等の利用の際、施設利用簿に必要な事項を記載しなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第14条 市長は、第11条各号のいずれかに該当する行為があったとき、前条の規定に違反したとき、その他センター業務の執行上及び管理上支障があるときは、利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用団体等は、講座室等の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを現状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 市長は、センター利用者がセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償させなければならない。

(管理委託)

第17条 センターの管理運営は、委託することができるものとする。

(細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要なものは別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

団 体 名
代表者氏名
住 所
連絡先電話番号

浜松市多文化共生センター利用申出書

次のとおり浜松市多文化共生センターを利用したいので申し出ます。

記

利 用 日 時	平成 年 月 日（曜日） 時 分 から 時 分 まで
団体等の概要	
利用目的・内容	
利用予定人数	人
当日利用責任者	氏 名 電 話
備 考	